

○敦賀市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
敦賀市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】一般診断法:1万円 (耐震診断5千円、補強プラン5千円) 伝統耐震診断法:61,600円 (耐震診断22,000円、補強プラン11,000円、古民家鑑定16,500円、床下インスペクション12,100円)	住宅政策課 0770-22-8141
敦賀市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事及び耐震シェルター設置に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修(一般診断法):最大175万円(対象工事費の100%以内) 全体改修(伝統耐震診断法):最大237.5万円(対象工事費の100%以内) 部分改修:最大175万円(対象工事費の100%以内) 耐震シェルター設置(一般診断法、伝統耐震診断法):最大175万円(対象工事費の100%以内) ※令和6・7年度の2年間のみ、補助金額及び補助率を引き上げている	
敦賀市建築物 瓦屋根耐風診断支援事業	補助	建築基準法の改正告示基準に適合しているか確認するための瓦屋根の耐風診断にかかる費用の一部を補助 【対 象】DID地区内にある瓦屋根(粘土瓦、セメント瓦)の建物 【個人負担】3,000円	
敦賀市建築物 瓦屋根耐風改修支援事業	補助	耐風診断の結果、建築基準法の改正告示基準に適合しないと判定された瓦屋根について、所要の耐風性能を有する屋根への葺き替え等の改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大55万2千円(対象工事費の23%)	
敦賀市吹付アスベスト調査事業	補助	民間建築物(一戸建て住宅、木造建築物を除きます) のアスベスト含有が疑われる吹付け建材について、分析調査に係る費用を補助 【対 象】・吹付けアスベスト ・吹付けロックウール ・吹付けバーライト ・吹付けパーミキュライト(ひる石) 【補助金額】最大25万円	
敦賀市危険ブロック塀等除去支援事業	補助	避難路に面する危険ブロック塀等について、除却又は建替え費用の一部を補助 【対 象】・危険ブロック塀であると判定されたブロック塀の解体工事 ・上記危険ブロック塀の除却後に、県産木材を使用した塀等を設置する 建替え工事 【対象金額】①工事費×2/3 ②危険ブロック塀の延長(m)×8万円×2/3 上記①、②のうちいずれか少ない額(最大20万円、建替えの場合は最大60万円)	
敦賀市新婚・子育て世帯と 移住者への住まい支援事業	補助	新婚・子育て世帯、移住者、新たに多世帯近居する方に対して、敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の購入及びリフォーム、建替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】 (空き家購入)居住誘導区域内は最大120万円 居住誘導区域外は最大 60万円 (購入費の1/3) 居住誘導区域内に限り、子ども3人以上の世帯の方は上記の金額に30万円加算 (リフォーム)空き家リフォーム 居住誘導区域内は最大60万円 居住誘導区域外は最大30万円 (対象工事費の1/3) 居住誘導区域内に限り、子ども3人以上の世帯の方は上記の金額に30万円加算 (同居リフォーム) 最大60万円 (対象工事費の1/3) (旧耐震基準住宅の建替え) 最大30万円(除却費の1/3)	
敦賀市空き家適正管理促進事業	補助	空き家の管理費用について補助します 敦賀市に空き家等を所有している方に対して空き家管理代行サービスに要する費用の一部を補助 【補助金額】空き家管理代行サービスに要する費用の1/3 (1戸当たり上限3万6千円/年)	
敦賀市老朽危険空き家等 除却支援事業	補助	老朽危険空き家(市の不良度判定結果が100点以上の建築物)の所有者等に対して、除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大50万円 特殊加算最大50万円(対象工事費の1/2以内) 準老朽危険空き家(昭和56年5月末以前に建築され、不良度判定の構造の腐朽または破損の程度が25点以上かつ合計評点50点以上の木造建築物)の所有者等に対して除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大30万円 特殊加算最大30万円(対象工事費の1/2以内)	
敦賀市空き家・空き地情報バンク成 約奨励金	補助	敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している一戸建て住宅が、売買または賃貸借等の成約をした場合に、奨励金として仲介手数料の一部を補助 【補助金額】3分の2(上限5万円)	
敦賀市空き家家財道具等処分補助 金	補助	敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している空き家の家財道具等の処分を行う個人所有者に、当該空き家の家財道具等の処分にかかる費用を補助 【対象事業】敦賀市一般廃棄物収集運搬許可業者が運搬を行うもの 【補助金額】3分の2(上限5万円)	
敦賀市空き家診断促進事業	補助	敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している一戸建て住宅の空き家診断を行う、個人または宅地建物取引業者に当該空き家の診断にかかる費用を補助 【対象事業】空き家診断士が行うもの 【補助金額】3分の2(上限3万5千円)	

(次頁へ続く)

○敦賀市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
敦賀市景観条例補助金	補助	景観条例に基づく市の認定を受けた協議会または協定の構成員で、当該認定を受けた構成員が所有する建築物、工作物等を良好な景観形成を資するため外観整備を行う費用の一部を補助 【補助金額】 建築物の新築等:工事費の1/2(上限額300万円) 工作物等:工事費の1/2(上限額100万円) 屋外広告物の新設等:工事費の1/2(上限額50万円)	まちづくり推進課 0770-22-8139
水洗便所改造資金融資あっせん制度	利子補給	供用開始日から期限(くみ取便所改造の場合3年、浄化槽切替えの場合6か月)までに公共下水道へ接続される方に、水洗便所等の改造に必要な資金の融資をあっせんし、利子を補給 【利子補給】 利率2.2%(上限額150万円/件) 100万円まで無利子償還期限60か月以内	経営企画課 0770-22-8147
水洗便所改造費補助金	補助	児童扶養手当受給世帯、又は身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯で、同居している者全員の市民税の額が均等割以下の場合、供用開始から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】 8万円/件 (浄化槽からの切替えの場合は対象外)	
合併処理浄化槽等設置整備事業費補助金	補助	公共下水道事業認可区域並びに漁業集落排水処理区域及び農業集落排水処理区域以外の地域において、専用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽等を設置する方に補助 【補助金額】 1 合併処理浄化槽設置工事 (1) 公共下水道全体計画区域のうち、認可区域外の地域 5人槽 39万円、7人槽 47万4千円 10人槽 66万円 (2) 公共下水道全体計画区域並びに漁業集落排水処理区域及び農業集落排水処理区域以外の地域 5人槽 78万円、7人槽 94万8千円 10人槽 132万円 2 単独転換※にかかる単独処理浄化槽の撤去工事 12万円 3 単独転換※にかかる宅内配管工事 30万円 ※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切替えることをいう。 4 くみ取り転換※にかかるくみ取り槽の撤去工事 9万円 5 くみ取り転換※にかかる宅内配管工事 30万円 ※くみ取り槽から合併処理浄化槽に切替えることをいう。	
重度身体障害者住宅改造事業	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方のうち特殊便器の給付を受けたことがある方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円	地域福祉課 0770-22-8176
日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	給付	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障がい児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上の者又は難病患者のうち下肢もしくは体幹機能に障がいのある者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	
要介護高齢者住環境整備事業	補助	住み慣れた家で安心して生活するために、身体状況から洗面所改造・昇降機の設置等の住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成 【対象者】65歳以上の在宅生活で下記のいずれかに該当する者 1. 要介護3～5の認定者 2. 要介護1以上で車いすを利用している者 【補助金額】改造工事に要した経費から自己負担分を除いた額(上限額80万円) ※対象者世帯による所得制限あり ※他要件あり	長寿健康課 0770-22-8180
介護保険制度 居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)	保険給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給(工事着手前に事前申請が必要) 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割または7割	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。